

各位

株式会社鳥取銀行

## 団体信用生命保険の保障内容改定のお知らせ

平素より、弊社住宅ローンをご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、弊社住宅ローンに付帯されている団体信用生命保険につきまして、2023年10月より以下の保障内容の改定を行います。この改定に伴うお客さまの金銭的なご負担、およびお手続き等はございません。

下記のとおり概要をご案内いたしますので、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

## 記

## ① 対象となる団体信用生命保険\*と保障内容の改定対象

ご加入されている団体信用生命保険	保障内容の改定対象
■ 就業不能保障特約付団体信用生命保険 + がん50%保障特約	・ 就業不能給付金のお支払い要件

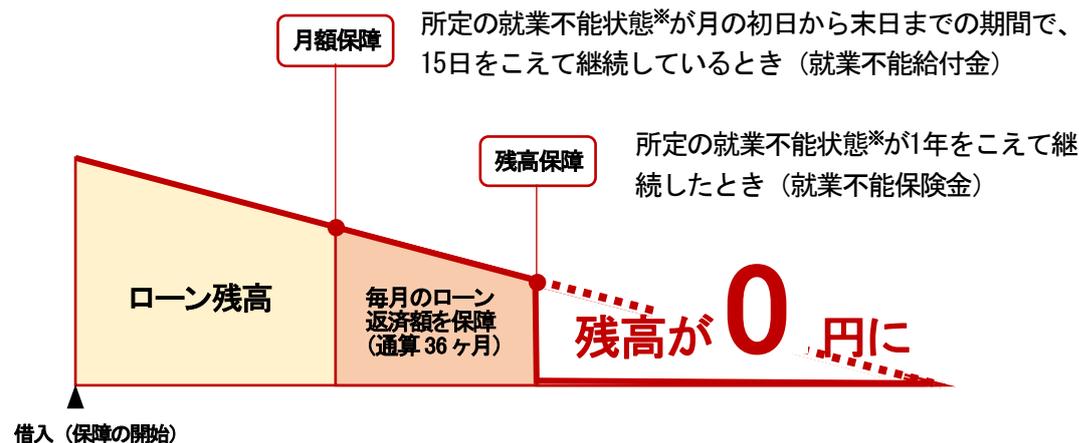
※ ご加入されている商品名（種類）はお手元の「被保険者のしおり」でご確認ください。

## ② 就業不能給付金のお支払い要件の改定内容

## ■ 就業不能給付金のお支払い要件

現行	改定後	補足説明等
毎月27日において保障開始以後に生じた傷害または疾病を原因とする <u>所定の就業不能状態*</u> が15日をこえて継続していると医師によって診断されたとき	保障開始以後に生じた傷害または疾病を原因とする <u>所定の就業不能状態*</u> が、 <u>月の初日から末日までの期間で、15日をこえて継続している</u> と医師によって診断されたとき	<ul style="list-style-type: none"><li>● 改定後は、支払基準日（27日）に関わらず月の初日から末日までの期間で所定の就業不能状態が15日をこえて継続していることをお支払いの要件とします。</li><li>● 月をまたいで所定の就業不能状態が15日をこえて継続している場合で、前月は就業不能給付金が支払われていないときは、就業不能給付金のお支払いの対象とします。</li><li>● 就業不能給付金のお支払いは月1回を限度とします。</li></ul>

■就業不能保障特約のお支払いイメージ



※所定の就業不能状態とは次のいずれかの状態をいいます。

[死亡したときおよび傷害または疾病が治癒したときは、いかなる場合でも就業不能状態とはいいません。]

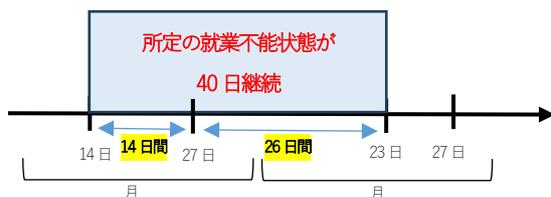
- (1) 傷害または疾病の治療を目的として、病院または診療所において入院をしている状態。
- (2) 傷害または疾病により、以下のいずれかに該当する状態にあり、医師の指示による在宅療養をしていること。
  - ① 身の回りのある程度のことはできるが、しばしば介助が必要で、日中の50%以上は就床しており、自力では屋外への外出等がほぼ不可能となったもの。
  - ② 身の回りのこともできず、常に介助を必要とし、終日就床を強いられ、活動の範囲がおおむねベッド周辺に限られるもの。

●就業不能給付金の改定に関する支払例

例) 脚部骨折により40日間の就業不能状態が継続した場合 (1か月を30日として計算)

【改訂前】

基準日の27日までに15日をこえての就業不能状態が継続しないため就業不能給付金の支払事由に該当しません。



【改訂後】

月の初日から末日までの期間で15日をこえて就業不能状態が継続しているため、就業不能給付金を2ヶ月分金融機関にお支払いします。



③ 就業不能保障特約のお支払い要件の改定日

2023年10月1日

以上

【お問い合わせ先】

- 楽天生命保険株式会社  
楽天保険の総合窓口（各種手続きダイヤル）  
受付時間：9:00～18:00（年末年始を除く）  
TEL:0120 - 849 - 150  
※楽天生命の委託先である楽天保険の総合窓口でお受けしています。  
携帯電話からもご利用いただけます。（IPフォンからはご利用いただけません。）
  
- 株式会社鳥取銀行  
受付時間：9:00～17:30（年末年始を除く）  
TEL: 0857 - 37 - 0245